

品川区在宅療養推進事業助成金交付要綱

令和8年4月要綱第183号

品川区医師会、荏原医師会および品川区医療機関（以下「医師会および医療機関」という。）が在宅療養の推進に向け実施する事業に対する助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

（助成金交付の目的）

第1条 品川区在宅療養推進事業助成金（以下「助成金」という。）は、在宅療養の推進に向け医師会および医療機関が実施する取組を支援し、地域における在宅療養体制の構築を図ることを目的とする。

（助成金の交付対象および対象経費）

第2条 助成金は、医師会および医療機関が在宅療養の推進に向け実施する事業で、次に掲げる事業のうち区長が必要かつ適当と認めたものに交付する。

- (1) 地域の実情に応じ、往診を支援する事業者等との連携や在宅医療に取り組むかかりつけ医の連携等により、24時間診療体制の構築に資する取組を実施する事業（以下24時間診療体制推進事業という。）
- (2) 地域の実情に応じ、デジタル技術の活用により、24時間診療体制の構築や病院と地域において在宅医療に取り組む医療機関との連携に資する取組を実施する事業（以下在宅医療DX推進事業という。）

（助成金の交付額）

第3条 助成金の交付額は、次の補助率に基づき算定した額につき、予算の範囲内で交付する。

- (1) 事業開始から3年目までの補助率は10分の10とする。
- (2) 事業開始4年目以降の補助率は2分の1とする。

（事業計画書の提出）

第4条 本要綱に基づく助成金を申請する者は、原則として、年度当初に品川区在宅療養推進事業助成金の事業計画書について（第1号様式）により事業計画書を区長に提出しなければならない。

（交付予定額の通知）

第5条 区長は、医師会および医療機関から提出された事業計画書を審査し、品川区在宅療養推進事業助成金の交付予定額について（第2号様式）により助成金の交付予定額を通知する。

(助成金の交付申請)

第6条 医師会および医療機関は、前条に規定する交付予定額の通知を受けた時は、別に定める期限までに品川区在宅療養推進事業助成金交付申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、品川区在宅療養推進事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により医師会および医療機関に通知するものとする。

(請求書の提出)

第8条 医師会および医療機関は、第7条に規定する助成金交付決定通知書を受けたときは、区長が別に定める期限までに品川区在宅療養推進事業助成金請求書（第5号様式）により区長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 区長は、前条の規定により申請があった場合、速やかに助成金を交付する。

(交付決定通知の取消し等)

第10条 区長は、助成金の決定通知を受けた医師会および医療機関が、その後の事情により特別の事情が生じたときは、助成金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更の承認)

第11条 医師会および医療機関は、次の各号に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りではない。

- (1) 助成対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業の内容に変更を加えようとするとき
- (3) 助成対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき

(事故報告)

第12条 医師会および医療機関は、助成対象事業が予定の期間内に完了しないとき、または、その遂行が困難となったときは、速やかに報告し、区長の指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第13条 医師会および医療機関は、事業の適性円滑な執行を図るため、その遂行の状況に関し区長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(助成事業の遂行命令等)

第14条 区長は、医師会および医療機関が提出する報告もしくは地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成対象事業に適合する処置をとるべきことを命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第15条 医師会および医療機関は、助成対象事業終了後、速やかに品川区在宅療養推進事業助成金の事業実績報告について（第6号様式）により助成対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第16条 区長が補助職員をして、助成対象事業の遂行状況および経理について検査をさせたとき、または報告を求めたときは、医師会および医療機関はこれに応じなければならない。

(助成金の経理等)

第17条 医師会および医療機関は、助成金の収入・支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消し)

第18条 区長は、医師会および医療機関が次の各号の一に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき
- (2) 他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(助成金の返還)

第19条 区長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(委任)

第20条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、健康推進部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(第 1 号様式)

年 月 日

品 川 区 長 あて

所 在 地

医 師 会 名

代 表 者 名

年度品川区在宅療養推進事業助成金の事業計画書について

品川区在宅療養推進事業助成金交付要綱に基づき、事業計画について下記書類を添え提出いたします。

記

- | | | |
|---|----|----------------|
| 1 | 年度 | 品川区在宅療養推進事業計画書 |
| 2 | 年度 | 所要経費積算内訳 |

(第2号様式)

第 号
年 月 日

様

品川区長

年度品川区在宅療養推進事業助成金
の交付予定額について（通知）

品川区在宅療養推進事業助成金交付要綱に基づき、本年度交付予定額を内示
しますので、下記により申請されたい。

記

- 1 交 付 予 定 額
- 2 交 付 対 象 事 業 別紙のとおり
- 3 申 請 書 提 出 期 限 年 月 日
- 4 添 付 書 類
 - (1) 年度 品川区在宅療養推進事業調書
 - (2) 年度 所要経費積算内訳
 - (3) 年度 収支予算書

(第3号様式)

年 月 日

様

所在地

医師会名

代表者名

年度品川区在宅療養推進事業助成金交付申請書

品川区在宅療養推進事業交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく、
関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|-----|-------|--------------------|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 添付書類 | | |
| (1) | 年度 | 品川区在宅療養推進事業補助金事業調書 | |
| (2) | 年度 | 所要経費積算内訳 | |
| (3) | 年度 | 収支予算書 | |

(第 4 号様式)

第 号
年 月 日

様

品川区長

年度品川区在宅療養推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度品川区在宅療養推進事業助成金として、下記金額を交付する。

記

金 円

(第5号様式)

年 月 日

品川区長 様

所在地

医師会名

代表者名

年度品川区在宅療養推進事業助成金請求書

年 月 日付 収第 号で交付決定のあった 年度
品川区在宅療養推進事業助成金として、下記の金額を請求いたします。

記

金 円

(第6号様式)

年 月 日

品川区長 へ

所在地

医師会名

代表者名

年度品川区在宅療養推進事業助成金の事業実績報告について

品川区在宅療養推進事業助成金交付要綱に基づき、助成金の交付を受けましたが、助成対象事業を完了したので、下記の書類を添え、事業実績の報告をいたします。

記

- 1 年度 品川区在宅療養推進事業実績報告書
- 2 年度 収支決算報告書
- 3 年度 総会議案